

漁港海岸施設清掃委託業務仕様書

1. 目 的 : 本施設の機能を適切な状態に保持するため、実施するものである。
2. 業 務 名 : 漁港海岸施設清掃委託業務
3. 業務場所 : 豊橋市伊古部町地内ほか
4. 業務期間 : 契約日から令和8年3月31日

5. 施設の内容

(1) 伊古部町

トイレ

- 男・・・・・・小2、大1、手洗い1
- 女・・・・・・和1、洋1、手洗い1
- 多目的・・・・洋1、手洗い1
- 手洗い場・・・・1箇所（3口）
- 足洗い場・・・・1箇所（2口）

(2) 小島町

トイレ

- 男・・・・・・小1、大1、手洗い1
- 女・・・・・・和1、手洗い1
- 多目的・・・・洋1、手洗い1
- 手足洗い場・・1箇所（1口）

(3) 小松原町

トイレ

- 男・・・・・・小1、大1、手洗い1
- 女・・・・・・和1、手洗い1
- 多目的・・・・洋1、手洗い1
- 手足洗い場・・1箇所（1口）

6. 業務内容および業務計画

(1) 簡易清掃

トイレおよび手足洗い場の清掃及びトイレットペーパーの補充をすることとし、以下の事項に留意して業務を行う。

- ① トイレ施設内およびその周辺のゴミを片付ける。
- ② 便器、床、手洗いの水洗いを行う。汚れがひどい場合は洗剤を使用する。
- ③ 壁、窓、天井等の汚れがひどい場合は清掃する。
- ④ トイレ内に砂を残さないよう清掃し、床排水機能を正常に保つものとする。
- ⑤ トイレットペーパーは、豊橋市より支給し、それを補充するものとする。
- ⑥ 手足洗い場およびその周辺のゴミを片付ける。
- ⑦ 手足洗い場排水樹の泥溜状況を確認し、排水機能を正常に保つものとする。

- ⑧ トイレのトラップ部に蓄積した砂などの異物を除去するものとする。
- ⑨ 小島町の配管途中にあるドレンのフィルター等を清掃し、正常に保つものとする。

簡易清掃は以下の日程を標準として業務を行うものとする。ただし、天候や施設周辺の状況等により日程の変更が必要な場合は、事前に監督員と協議する。

- ① 契約の日から令和7年9月まで・・・月曜日と金曜日の週2回
- ② 令和7年10月から令和8年3月まで・・・毎週金曜日
- ③ 上記に加え、令和7年4月29日から令和7年5月6日までの間と、令和7年7月20日から令和7年8月31日までの間の平日に、合計7回実施する。

(2) 付着物除去清掃

トイレおよび手足洗い場の衛生器具や水洗器具等に付着した鉄・マンガン・尿石などの汚れをブラシや鉄分除去剤・尿石除去剤等により除去清掃するものである。

小島町の施設は年間4回、伊古部町および小松原町の施設は年間1回の業務を行うものとする。

なお、業務の実施時期については監督員と協議し決定することとする。

(3) 除草

漁港海岸施設周辺について除草から処分までの一連の作業を行う。

- ① 除草回数は年2回、実施時期は概ね5月～11月とし、繁茂状況により監督員と協議し決定する。
- ② 除草範囲は別紙図面を参照すること。
- ③ 除草面積は以下のとおり
伊古部町 57 m²、小島町 392 m²、小松原町 97 m²、合計 546m²×2回=1,092 m²
- ④ 想定される処理量は以下のとおり
1,092 m²×(740kg/1,000m²)=808kg
- ⑤ 草等の刈高は5cm以下に施工すること。
- ⑥ 施工時は周辺の海岸利用者及び車両等への飛び石等に注意し、必要な防護対策を行うこと。
- ⑦ 施工後の完了確認は監督員に連絡の上、現場立会を原則とする。
- ⑧ 資源化センターへの投入に当たり、廃棄物対策課にて事業系一般廃棄物の投入許可をとること。
- ⑨ 処理を行った計量伝票は、集計管理すること。
- ⑩ ごみ投入料金については実績の処理量に応じて精算する。

7. 提出書類

- ・着手届
- ・現場責任者届
- ・業務実施報告書及び業務写真（1回／月）
- ・完了届

このほかに除草の処理を実施した場合には、処理重量の記載された計量伝票の写しを提出すること。

8. その他

- (1) 業務に実施日程については、事前に監督員と協議すること。
- (2) 施設内に大量のゴミが発見された場合や施設の破損・異常等が発見された場合には、監督員に速やかに連絡すること。
- (3) 業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けること。
- (4) 業務報告書は、清掃前と清掃後の比較の写真とともに翌月の10日までに提出すること。ただし10日が土、日、祝日の場合は翌平日までとする。
- (5) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- (6) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- (7) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育[※]を実施し、報告すること。
- (8) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- (9) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

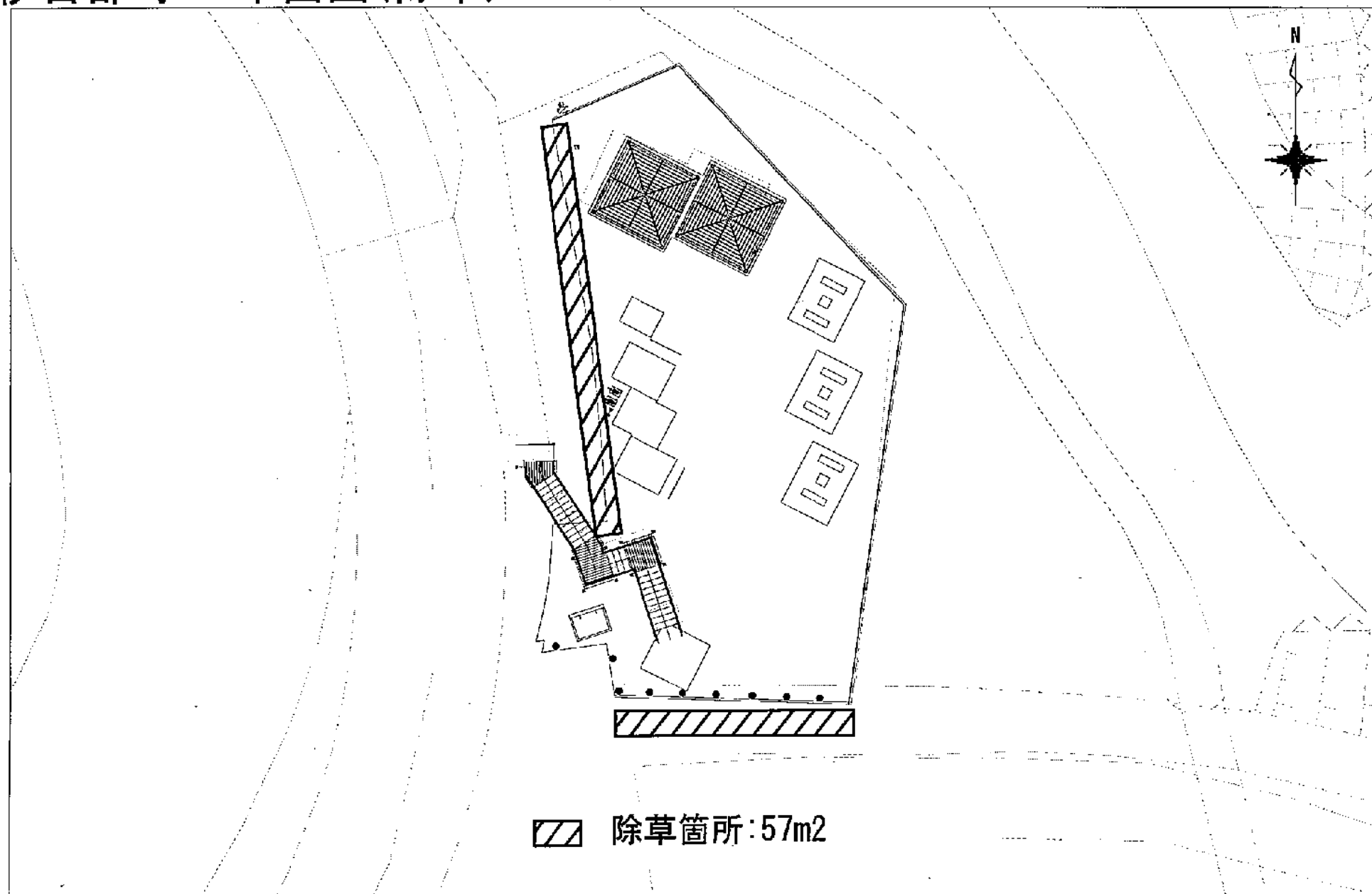
漁港海岸施設清掃委託業務 位置図 1/2



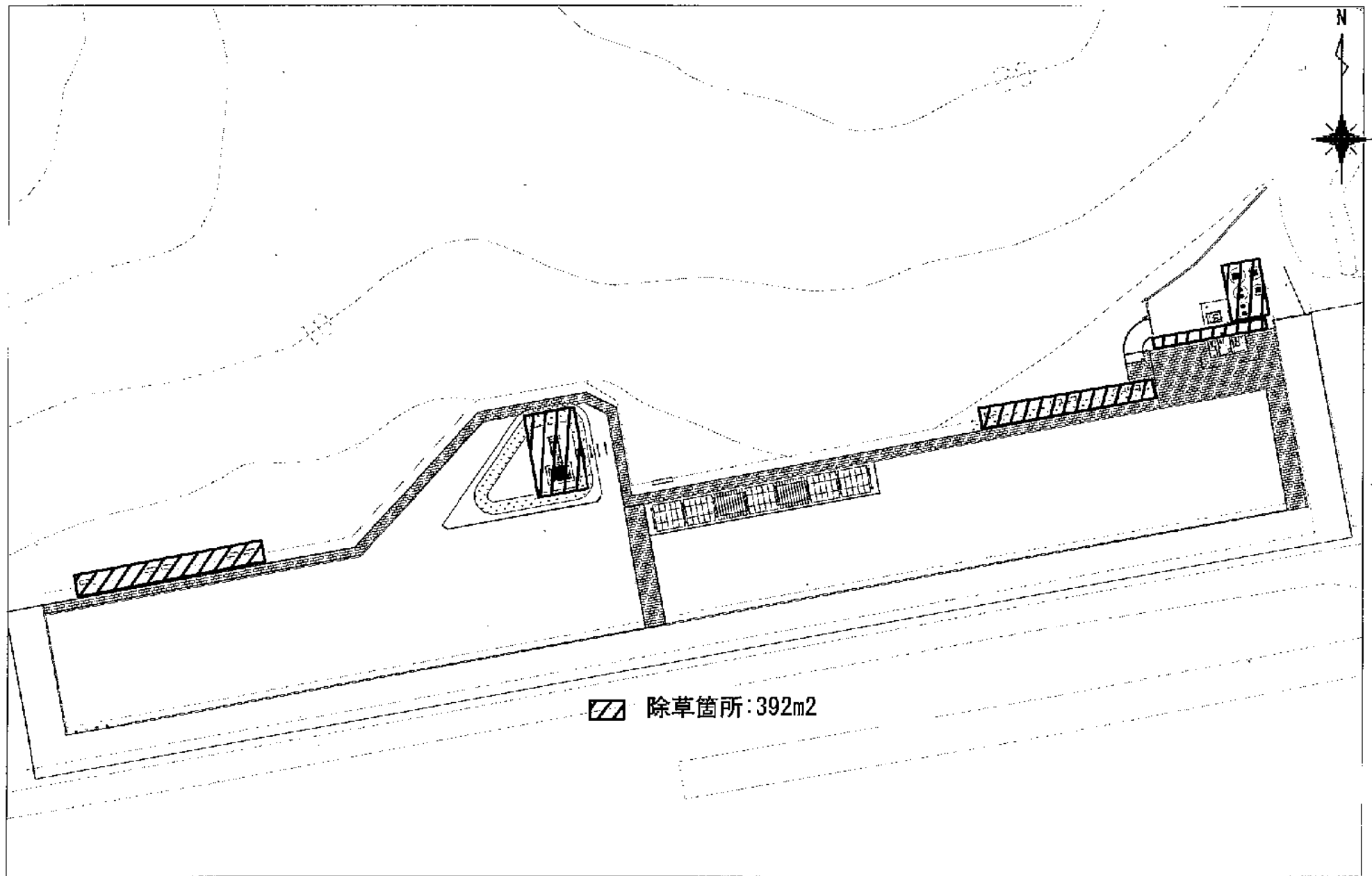
漁港海岸施設清掃委託業務 位置図 2/2



伊古部町 平面図(除草) S=1/300



小島町 平面図(除草) S=1/800



小松原町 平面図(除草) S=1/600

